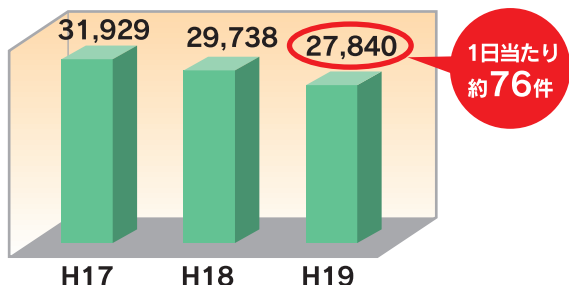


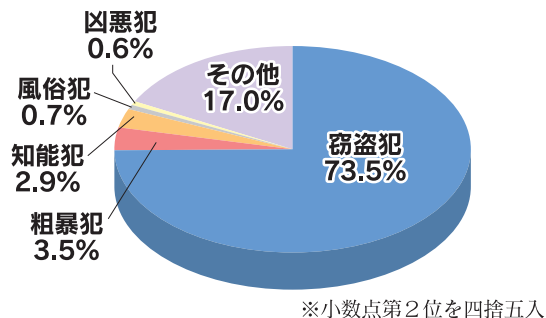
犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例ができた背景は？

一般刑法犯認知件数



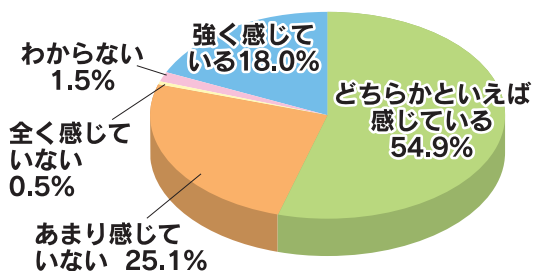
平成13年以降、札幌市内の一般刑法犯認知件数は、減少傾向にあります。平成19年で未だに27,840件、1日当たりに換算すると、約76件もの犯罪が発生しています。そして、その大部分を占めているのが、日常生活で誰もが被害に遭うおそれがある空き巣や車上ねらいなどの窃盗犯や、振り込め詐欺といった身近な犯罪です。

罪種別割合



そして、約73%の市民が、空き巣等の住宅を狙った犯罪、子どもが被害者として巻き込まれる犯罪、悪質商法や詐欺など、身近な犯罪に遭うかもしれないという不安を抱えています。

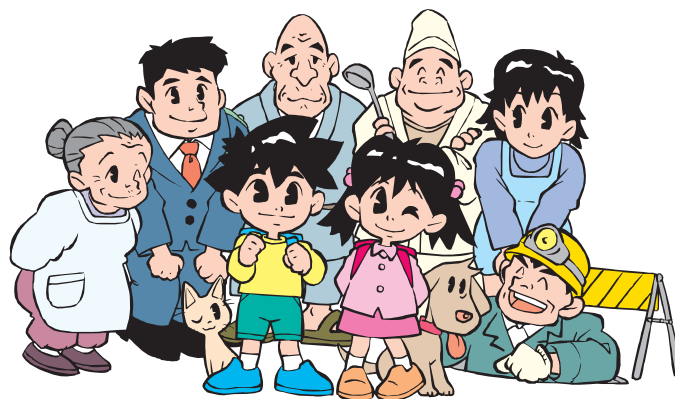
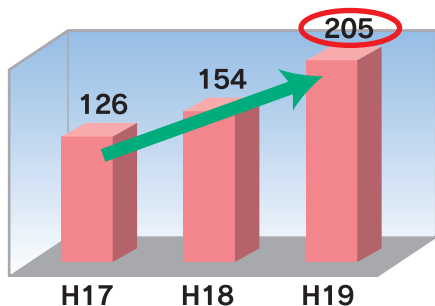
日常生活の中で犯罪に遭う不安を感じていますか



現在、札幌市内の地域防犯活動団体数は、急速に増加しており、「地域の安全は地域で守る」という市民の意識が大きく広がっています。

しかし一方で、他の地域防犯活動団体との連携が難しい、活動に対する地域の理解・協力や活動に必要な情報が不足している、といったさまざまな悩みや課題を抱えています。

地域防犯活動団体数



札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例とは？

「市民や事業者、札幌市が一体となって、安全に安心して暮らせるまちを実現していく」ためのルールとして制定したものです。(第1条)

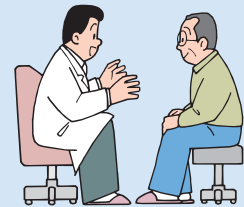
犯罪被害に遭う市民を一人でも少なくするまちづくりの推進

札幌市内で現在、数多く行われている子どもの見守りやパトロールといった取組についての心がまえを、市民みんなで共有し、こうした取組みをより効果的に進めることで、犯罪被害に遭う市民を一人でも、少なくしていきます。



犯罪被害に遭った人の権利利益の保護を図る支援の実施

安全に安心して暮らせるまちの実現に向けて、犯罪の未然防止だけではなく、不幸にして犯罪被害に遭った人が再び平穏な生活を営めるように、札幌市が必要な支援を実施し、このような方の権利利益の保護を図っていきます。



「犯罪のない安全で安心なまちづくり」ってなに？(第2条)

「犯罪のない安全で安心なまちづくり」とは、ソフトとハードの両面から「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」を進めることです。

ソフト面の取組

- こどもの見守りを充実させる
- 地域パトロールを充実させる
- 家や車の施錠をしっかり行う
- 防犯ブザーを携帯する

例

え

ば

ハード面の取組

- 樹木のせん定などで見通しを確保する
- 犯罪を誘発する危険のある暗がり解消する
- 家の玄関や窓に補助錠をつける

「犯罪を誘発する機会」とは？

周囲に人が少ない時間帯や見通しの悪い環境など、犯罪が遂行される可能性が高い状況のことで、このような状況を改善していくことが犯罪被害を未然に防ぐことにつながるといわれています。

